

吉野川市ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

吉野川市ふるさと納税支援業務

2 募集の目的

本業務は、吉野川市（以下「本市」という。）がふるさと納税制度による寄附金の募集について、魅力的な地場産品による返礼品の充実と寄附者に向けた効果的なプロモーションを強化するとともに、寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の調達及び配送管理、寄附者への対応、返礼品の開発等のふるさと納税業務の一層の効率化を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

吉野川市ふるさと納税支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

※業務開始は、令和6年10月1日を予定する（変更の可能性あり）。

5 委託料の上限

寄附金額の7.5%（消費税及び地方消費税は含まない。）を上限とする。

※想定寄附金額は、1億円として見積額を算定すること。

想定寄附金額は目安であって、契約時の予定価格ではない。

※委託料には、返礼品の調達経費及び送料、寄附受領証明書、お礼状、ワンストップ特例申請書等の発行に要する経費（郵送料を含む。）は含めないものとする。

※上記以外に、本市に負担が生じる経費があれば追記すること。

6 参加資格

この業務に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 国内に事務所を置く法人であること。

（2） 過去において、自治体と本業務に類似する業務の実績を有する者であること。

（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

（5） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

（6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（7） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証」を取得していること。

7 選考スケジュール

内 容	期 間
募集要領の公表	令和 6 年 6 月 7 日（金）
質問受付期間	令和 6 年 6 月 7 日（金） ～ 6 月 1 4 日（金）
質問回答日	令和 6 年 6 月 2 0 日（木）
企画提案書提出期限	令和 6 年 7 月 5 日（金）
辞退届提出期限	令和 6 年 7 月 9 日（火）
プレゼンテーション実施	令和 6 年 7 月 1 7 日（水）（予定）
受託候補者選定結果通知・公表	令和 6 年 7 月 2 4 日（水）
随意契約締結	令和 6 年 9 月 2 0 日（金）（予定）

8 質問の受付及び回答

（１） 提出期限

令和 6 年 6 月 1 4 日（金）午後 5 時（必着）

（２） 提出方法

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土日祝日を除く平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。電話による質問の受付は行わない。

（３） 提出先

〒 7 7 6 － 8 6 1 1 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1
吉野川市 産業経済部商工観光課
Eメール：shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

（４） 質問に対する回答方法及び回答日

令和 6 年 6 月 2 0 日（木）に質問者全員にメールで回答する。

（５） 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

9 企画提案書の提出

（１） 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書提出届（様式 1）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 業務実施スケジュール（様式任意）

エ 参考見積書（様式 2）

（消費税及び地方消費税額を含まない金額を記載すること。）

オ 類似業務の受託実績を確認できる書類

カ 登記事項証明書（直近 3 か月以内のもの）

キ 直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録の写し（新たに設立をする法人又は設立初年度の法人にあっては、これに代えて収支予算書又はこれに類する書類を提出すること。）

ク 納税証明書

（ア） 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）【所轄税務署で発

行】

(イ) 事業所、都民税及び道府県民税の納税証明書（すべてに未納がないことの証明）

a 本社が徳島県内にある場合【徳島県東部県民局、南部総合県民局、西部総合県民局で発行】

b 本社が徳島県外である場合【各都道府県で発行】

※市税の納付状況の調査については、法人が吉野川市に納付義務がある場合は、吉野川市が提案者の市税の納付状況を調査する。

ケ プライバシーマーク使用承諾証の写し又は情報セキュリティマネジメントの認証番号がわかる書類

コ 誓約書（様式3）

※提出書類のカ～コについては、原本1部のみ提出すること。

※吉野川市物品の購入等の契約に係る指名競争入札参加者資格を有する者は、提出書類カ～クを省略可。

(2) 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）

(3) 提出期限

令和6年7月5日（金）午後5時（必着）

(4) 提出場所

吉野川市産業経済部商工観光課（前記8の（3）参照）

(5) 提出方法

持参の場合 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

郵送の場合 書留又は簡易書留で期限内に必着すること。

(6) 辞退届の提出

辞退する場合は、令和6年7月9日（火）までに辞退届（様式4）を提出すること。

10 企画提案者によるプレゼンテーションの実施

(1) 実施日時 令和6年7月17日（水）午後（予定） ※時間等は後日通知する。

(2) 実施場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

(3) 実施内容 企画提案内容の説明、質疑応答等

ア 企画提案内容の説明 20分程度

イ 質疑応答 20分程度

ウ 説明者 説明者は3名までとする。

(4) その他

ア プレゼンテーションに当たり、必要な機材は事業者で用意することとする。

ただし、スクリーン、プロジェクター、ケーブルは市が用意する。

イ 日程は、事務等の都合により変更となる場合がある。

変更する場合は令和6年7月10日（水）までに別途連絡する。

ウ 提案者（資格を有する者）が1者しかいない場合でも実施する。

1 1 選定方法等

(1) 選定方法

吉野川市ふるさと納税支援業務プロポーザル選定委員会を設置し、提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を評価基準に基づき、審査及び評価を行い、本業務の受託候補者を選定する。

(2) 選定結果及び結果の公表

選定結果については、提案者にそれぞれ文書で通知する。

また、選定結果については、市ホームページで公表する。

1 2 契約に係る留意事項

(1) 本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和6年9月吉野川市議会定例会において、当該事業に係る補正予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

1 3 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成等に要する経費及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(3) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(5) 提出された企画提案書は返還しない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(7) 企画提案書の提出後に参加資格要件に該当しないこととなった者は、審査及び契約の対象としない。

1 4 提出及び問い合わせ先

吉野川市 産業経済部商工観光課

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1（東館1階）

電話：0883-22-2226（直通） FAX：0883-22-2237

Eメール：shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp